

させぼバス株式会社 ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ
管理運用要領

第1条（趣旨）

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次条に定める目的を達成するため、させぼバス株式会社が設置するドライブレコーダー・デジタルタコグラフの設置及び運用について必要な事項を定める。

第2条（目的）

次の目的によりドライブレコーダー・デジタルタコグラフを設置する。

- 一 安全運転の励行による事故の防止。
- 二 経済運転の実施。
- 三 事故・犯罪の検証及び予防。
- 四 その他、安全運転及び経済運転を推進する上で必要な、研修及び乗務員の指導等に使用するため。

第3条（運用組織）

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの適正な管理・運用を行うため次の者をおく。

- 一 ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの管理及び運用を統括するため、統括管理責任者をおく。
- 二 統括管理責任者は、業務管理部長とする。
- 三 統括管理責任者の補佐を行うため各営業所に管理責任者をおき、管理責任者は各営業所の所長とする。
- 四 管理責任者の補佐を行うため操作取扱者をおき、操作取扱者は、管理責任者が命じた者とする。

第4条（統括管理者の責務）

統括管理者は、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの適正な管理・運用を行うため、運用組織の事務を掌理し、管理責任者、操作取扱者の指導監督を行う。

第5条（管理責任者の責務）

管理責任者は、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフから取得した情報の管理及び取得した情報により乗務員の研修及び指導を行う。

第6条（操作取扱者の責務）

操作取扱者は、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフから取得した情報の解析システムへの記録及び解析データの保管等の操作を行う。

- 2 操作取扱者は、必要に応じ乗務員に対し解析データ及び画像・音声の提示を行うとともに、管理責任者の命により乗務員の研修及び指導を行うことができるものとする。

第7条（情報の適正管理）

運用組織は、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフから取得した情報のうち画像及び音声等（以下「画像等」という。）個人情報に関する情報の適正管理、または不正な使用の防止のため必要な措置を講じなければならない。

第8条（設置の場所）

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフのカメラ及びマイクの設置場所は、バスの進行方向、車内外の乗降口付近の状況が明確に記録できる位置に設置しなければならない。また、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを設置する車両には前部、乗車口及び車内カメラ付近等の見やすい位置に設置車両である旨を掲示する。

- 2 ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ本体及びカメラ並びにマイクの設置場所は、運用組織で協議し定める。

第9条（画像等の管理）

ドライブレコーダーにより取得した画像等は、第2条に定める設置の目的のほか再生してはならないものとし、次に定める事項に基づき管理する。

- 一 ドライブレコーダーの画像等の記録媒体は、施錠等をして保管する。
- 二 画像等の外部への持ち出し・転送を禁止する。ただし、第2条に定める目的達成のため、警察等から要請があった場合及び管理責任者が認めた場合を除く。
- 三 画像等の操作取扱いは、管理責任者、操作取扱者以外はできない。ただし、第6条に定める操作取扱者の業務執行のためやむを得ないと統括管理責任者、管理責任者が認めた場合を除く。
- 四 画像等の保存期間は、最長1ヶ月とする。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は保存期間を延長することができる。
- 五 保存期間を経過した画像等の消去は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去する。

記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

- 2 管理責任者及び操作取扱者は、第2条の目的を遂行するため画像等を再生する場合において、当該画像等に関係のある職員に通知するものとする。ただし、事故の確認等のため急を要する場合はこの限りでない。

第10条（画像等の利用及び提供の制限）

記録された画像等は、第2条に定める設置の目的以外に利用しないものとする。ただし、次の場合は、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど身元確認を行ない、閲覧または提供（以下、「提供等」という。）できるものとする。

- 一 法令に基づく場合（裁判所が発する令状、捜査機関からの照会、弁護士会からの照会に基づく場合など）
 - 二 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合（行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など）
 - 三 捜査機関等からの犯罪、事故の捜査等のため情報提供を求められた場合（警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査など）
- 2 画像等の提供等を行うときは、提供等日時、提供等先、提供等理由、提供等した画像等の内容を記録する。

第11条（保守点検等）

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの機能維持のため、定期的に保守点検を行う。ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ本体及びカメラ並びにマイク保守及び点検は整備員の指示により行い、管理責任者は日々の運用管理の状況等に基づき、整備員に対し適切な助言及び要請を行うものとする。

第12条（苦情の処理）

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応する。

第13条（業務の委託）

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの設置、管理を委託する場合は、本要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底する。

第14条（その他）

ドライブレコーダーのみを設置している車両及びさせぼバスの車両については、従前の例による。

ただし、運行記録が可能な機種データを事故の確認、苦情の確認など運行管理に利用することを妨げないものとする。

附則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

平成31年3月24日 改正